

令和 8 年  
伊豆の国市教育委員会 7 月定例会  
会議録

令和 8 年伊豆の国市教育委員会 7 月定例会

開会年月日 令和 8 年 7 月 30 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分

場 所 あやめ会館 2 階 会議室

日 程

- 1 冒 頭（学校教育課長）
- 2 開 会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 6 月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

|       |          |                                    |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 28 号 | 令和 8 年度伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱の制定について  |
| 日程第 2 | 報告第 29 号 | 伊豆の国市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について   |
| 日程第 3 | 議案第 36 号 | 令和 8 年伊豆の国市議会 9 月定例会の提出議案の意見聴取について |
| 日程第 4 | 議案第 37 号 | 準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について           |

- 8 閉 会（教育長）

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 出席者 | 教育委員会 | 教育長 | 菊 池 之 利 |
|     | 同     | 委 員 | 岩 田 幸 晴 |
|     | 同     | 委 員 | 清 水 照 子 |
|     | 同     | 委 員 | 前 田 泰 宏 |
|     | 同     | 委 員 | 宮 代 麻衣子 |

説明に出席した者の職氏名

|          |           |
|----------|-----------|
| 教育部長     | 渡 邊 直 人   |
| 教育施設整備課長 | 植 松 明 久   |
| 幼児教育課長   | 真 野 さつき   |
| 生涯学習課長   | 近 藤 卓 哉   |
| 歴史・文化課長  | 工 藤 雄一郎   |
| 学校教育課統括監 | 杉 崎 こ と み |

学校教育課教育支援監                      佐   藤   孝   範  
会議に出席した事務局の職氏名  
教育部参与兼学校教育課長              大   澤                      努  
教育総務係長                                  田   村   由   美

9   小・中学校の児童・生徒の問題行動について（進行：学校教育課長）

10   その他

次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年8月26日（水） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和8年9月25日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■大澤学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会7月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■大澤学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日7月30日、1日のみということで処理をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会6月定例会の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■大澤学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第28号「令和8年度伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱の制定について」

の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

幼児教育課の真野です。

報告 28 号「伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱について」説明いたします。

趣旨ですが、民間保育所等に対して、物価上昇分として給食費の 20%相当額を支援するものです。

実施内容ですが、対象施設は市内民間園 6 園です。交付額は、「3 歳から 5 歳児クラス」と「0 歳から 2 歳児クラス」で計算が異なっており、違いは「給食費を徴する月数の部分」と「給食費の月額部分」になります。

施行期日は、この支援金については交付対象が特定されていますので、発令形式を告示ではなく通知により行うものとしております。そのため、通知日から施行し、令和 8 年度の支援金を適用することとしております。

なお、この支援金に対する予算額は、660 万 7 千円を計上済みです。

説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 2 報告第 29 号「伊豆の国市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告 29 号「伊豆の国市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」、令和 8 年 6 月 17 日に当該要綱の一部を改正し、対象となる民間施設に対し通知したので、御報告をさせていただきます。

本件は国が定める「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の改正に合わせて、本市の補助基準等を変更するものです。

改正理由は、大きく 4 点あります。

1 点目は、こども家庭庁への所管変更に伴い、国の交付要綱名が変更されたことに対応するものです。

2 点目と 3 点目は、補助金の適正な執行を図るため、「交付決定の取り消し及び補助金の返還に関する規定」、並びに「消費税仕入控除税額等に係る取扱いに関する規定及び様式」を新たに定めております。

4点目は、国の交付要綱に基づき、新たな補助項目を追加するものです。具体的には、保育所や認定こども園、小規模事業所等における、「創設や増改築等の施設整備」、「大規模修繕」、「耐震診断」、「防犯対策の強化に係る整備」の4区分を追加し、対象経費の4分の3の範囲内で補助を行う規定を整備しております。

その他、所要の字句の整理を行っております。

施行期日ですが、この補助金につきましては交付対象が特定されていますので、発令形式を告示ではなく通知により行うものとしております。

そのため、決裁日から施行し、令和8年度分の補助金から適用することとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 議案第36号「令和8年伊豆の国市議会9月定例会の提出議案の意見聴取について」ですが、今回は令和8年度伊豆の国市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）と条例の一部を改正する条例の制定が11件あります。1件ずつ説明し意見聴取を行いたいと思います。

それでははじめに、「令和8年度伊豆の国市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

それでは私の方から、一括で補正予算の内容について説明いたします。

まずは歳入です。教育費の寄附金についてです。

葦山反射炉保全寄附金については、毎年マックスバリュ東海様よりの葦山反射炉の保全・保存等のために寄附金をいただいております、昨年の下半期にも寄附金がありましたので、その歳入となります。

次の文化財保全寄附金は、「いずしる」のオープンの際に来賓として招いた埼玉県寄居町長からお祝い金をいただきましたので、これを寄附金として歳入するものです。

次の教育振興寄附金ですが、当初の30万から33万5000円になる予定です。昨日、新たな寄附金の申し込みが3万5000円ありましたので、これを合わせて今回の9月補正に計上することで財務課とは調整済です。

内容としては合計で3件あり、伊豆の国市ゴルフ協会によるもの、昭和47年の葦山中学校卒業

同窓会一同からのもの、そして非公開希望者からのもので合計 33 万 5000 円となっております。

次に、保育園等の雑入として、それぞれ教育保育給付国庫負担金、県費負担金等の過年度精算金があります。令和 7 年度の民間保育の運営費について事業確定しましたので、その追加交付の合計額となっております。

続いて歳出となります。

保育園等総務費ですが、まず保育対策促進事業については、保育補助者の雇い上げ費用に対する超過交付分として、概算で受けていた金額に対して実績が少なかったため、その超過交付を返還するための支出となります。

次の子ども子育て支援国庫交付金返還金も同様に、主に放課後児童クラブに対して交付金を受けたものですが、超過交付となったため、その返還をするものです。

保育等施設維持補修事業の修繕費は、ひまわり保育園やあゆみ保育園などのトイレやダクト等の修繕の合計額となっております。

その下の防犯カメラ改修工事については、あゆみ保育園の防犯カメラの修繕費等になります。

あゆみ保育園費におけるバス借上料については、予算計上時よりも輸送費が高騰して単価自体が値上がりしているため、それらに伴い不足する借上料について、補正で増やすものとなります。

続いて、文化振興費の文化施設費の長岡総合会館維持管理事業については、長岡総合会館の設備等の修繕費が不足することから、その修繕費の積み上げになります。

次の小学校費および中学校費ですが、こちらは先ほど歳入で説明いたしました寄附金を、全て、それぞれの学校図書館における図書購入費に充てるためのものとなります。

なお、先ほど説明した 3 万 5000 円分については、菰山中学校の同窓会解散に伴う寄附となっており、寄附者の意向により菰山中学校の図書館費に充てることとなります。そのため、まだ今回の資料には反映されておりませんが、3 万 5000 円分の図書購入費を追加するという事で御了承いただければと思います。

次に、富士美幼稚園費ですが、こちらも同様にバスの単価が高騰して変更されているため、バス借上料の積み上げの補正となります。

体育施設費については、長岡温水プール、長岡体育館、長岡中学校のバスケットゴール、大仁東体育館等のバスケットゴール設備などの修繕費を積み上げた合計額となっております。

以上が補正予算の説明となります。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

#### ■菊池教育長

「令和 8 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会関係分）について」市長に

述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和8年度伊豆の国市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「令和8年度伊豆の国市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）について」は原案どおり承認されました。

続きまして、条例の一部を改正する条例の制定について意見を聴取していきます。

まず最初に「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

幼児教育課の真野です。

「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」について、御説明いたします。

要旨としましては、内閣府令の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものであり、2条建ての構成となっております。

改正内容ですが、まず、第1条は、伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に、2つの新たな基準を追加するものです。

1つ目は、国の「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、障害のある子どもや医療的ケア児等の受入れをより一層推進するため、理学療法士等の専門職を1人に限り保育士とみなすことができる特例を設けます。なお、当該専門職が保育に従事する際には、保育士による適切な支援体制の確保を要件とし、質の高い保育環境の維持に努めてまいります。

2つ目は、本年12月に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」これを「こども性暴力防止法」と言いますが、これへの対応であります。本法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の未然防止および万が一発生した場合の適切な対応が義務付けられます。これを受け、事業者が雇用する職員等の犯罪事実確認など、児童の安全を守るために必要な措置を講じる旨の規定を新たに加えるものです。

第2条は、伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改



正する条例の附則の改正であります。満3歳以上満4歳未満の児童を保育する場合の職員の配置基準について、現在講じている特例措置の期限を、令和9年度末までとするものです。

施行期日は公布の日から施行としますが、第1条中伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改定規定については、令和8年12月25日から施行とします。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

「伊豆の国市乳児等通園支援の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

要旨につきましては、内閣府令の改正に伴い、本市条例において定めるべき基準に「児童対象性暴力等の防止」に係る規定を新たに追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、さきほど御説明いたしました「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」の「学校設置者等及び民

間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に対応するものであります。

その他、字句の整理を行いました。

次に施行期日ですが、1つ目に関しては令和8年12月25日、字句の整理については公布の日としております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。

「伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

現在の市民交流センターは、静岡県より旧大仁高校跡地を無償貸し付けにより使用している施設であります。

同施設は、令和9年3月31日に建物の耐用年数を迎え使用できなくなることから、閉園となっ

た旧田京幼稚園を改修し、新たな市民交流センターに機能を移転させ、多世代交流施設として使用するものであります。

今回の一部改正では、現在の市民交流センターの機能をできる限り維持しつつ、旧田京幼稚園の設備等に合わせ、センター内の施設などを改正しようとするものであります。

主な改正内容ですが、センターの設置場所やセンター内に配置する施設の改正、また、施設変更に伴う使用料の改定及び貸出時間の変更となります。

センター内の施設の詳細につきまして説明します。

新しい市民交流センターでは、一般貸出を行う施設として、会議室 1～4 の 4 部屋、工作室、一般貸出はしませんが、社会教育関係団体が使用する団体室、まちづくりプラットホームの参画団体等が使用する市民活動スペース及び授乳室を設置します。

主な改正内容ですが、使用料の改定については、現在の市民交流センターの貸出施設使用料を基に、旧田京幼稚園の施設の面積に合わせた使用料を設定しました。

各使用料については、資料 30、31 ページの新旧対照表を御確認ください。

次に貸出施設の貸出時間の変更ですが、現行では、夜間において、午後 9 時 30 分まで貸出をしていましたが、近隣住民への影響を考慮し午後 9 時までとしました。

施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日です。準備行為として施行の日前においても、改定後の施設の使用に係る申請、承認、その他必要な行為は行うことができるとしております。

以上で説明を終わります。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

<質疑>

#### ■清水委員

清水です。使用時間が 30 分短くなるとのことですが、現段階で 9 時半まで使っている利用者はどれぐらいありますか。

#### ■近藤生涯学習課長

夜間だと大体 9 時ぐらいから片付けを始めて、9 時半ぐらいに帰るというケースが多いのかなと思いますが、活動を熱心にやっているところは、やはりギリギリまで使っているようです。

今回、近隣住民の方への影響を考慮して夜間は 9 時までとし、田京区の説明会でもそのような話をして了解を得ているところです。

#### ■清水委員

わかりました。

■菊池教育長

「伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

まず先に、この後説明する4番～11番の条例の共通事項を説明させていただきます。

それぞれの条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨今における物価高騰、人件費高騰等による現在の社会経済環境の変化に対応するため、受益者負担の原則に基づいた算定により、利用者と未利用者との負担の公平性を確保した料金設定をしようとするものであります。

なお、それぞれ条例は、公布の日から施行します。経過措置として、改正後の使用料は、令和9年4月1日以降に施設等を使用する分の使用料について適用します。

10番、11番の条例は、先ほどの経過措置に追記し、この条例の施行日前において、既に使用の承認を受けている場合の使用料は、現行の使用料とします。

それでは、「伊豆の国市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

伊豆の国市都市公園につきましては、都市公園法の規定により設置された貸し出し施設を備える施設であります。

今回の一部改正では、都市整備課が所管する広瀬公園水泳プールや弓道場など各施設と生涯学習課が所管する菰山運動公園、さつきヶ丘公園の使用料について改正するものであります。

はじめに、使用料の算定にあたっては、その事務処理に要した人件費と減価償却費含む物件費を対象に「原価」とし、その「原価」に行政サービスの必要性や公共性に基づいて明確にした市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗じることで算定するものとしております。

なお、一部は近隣の類似施設との比較により設定したものも含んでおります。また、使用料の改定により、大幅な見直しとなった場合には、現行使用料の 1.5 倍を上限とすることとしております。

使用料改定の主な改定箇所について説明いたします。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料 40 ページから 45 ページの新旧対照表を御確認ください。

以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

■清水委員

清水です。大体の施設の使用料が上がると思うのですが、テニスコートについては上がらないのは、減価償却分がないということですか。

テニスコートは 1 面借りる金額も、夜間の照明代も変化なしということですか。

■渡邊教育部長

こちらの都市公園条例に関わる部分のテニスコート等につきましては都市計画課のほうで、料金の算定を行っております。

その中でテニスコート等につきましては、先ほどの選定基準等から算出したところ、いわゆる経費的なものがあまり掛かっていないため大幅な物価高騰等の影響はあまりない、というようなことから算定した結果、現行の料金と変わらない算定がなされたという説明を受けております。

この後また御説明しますが、小学校等のグラウンドにつきましても、同様に経費等があまり掛かっていない部分がありますので、そういったところでは、現行と同じところが一部あります。

電気代であるとか人件費、また資材等を伴うところはどうしても金額が上がってしまう傾向にあります。

■清水委員

わかりました。ありがとうございます。

■前田委員

前田です。これとは少し違う話になるかもしれませんが、この後に出てくるスポーツ施設などの予約システムというのも、もう新しくなっていますか。これからですか。

■近藤生涯学習課長

まだこれからになります。

■前田委員

それに関してスポーツ施設以外の、例えば公民館などの施設も一緒に予約できるようなシステ

ムになるのかを教えてもらいたいです。

■近藤生涯学習課長

施設関連につきましては公共予約施設のサービスということで、今度オンラインの申請ができるようなシステムを考えています。

現システムも社会教育施設や文化施設も同じくそのシステムを使って、予約できるようになっています。

■前田委員

これからですか。

■近藤生涯学習課長

現時点では予定ですが、新システムで来年の4月1日から予約できる分については、12月1日から予約が開始できるように準備を進めています。

■前田委員

スポーツ施設以外も、いろんな市の施設は一つのシステムで予約ができるということですか。

■近藤生涯学習課長

はい。

■前田委員

料金はかなり細分化しているので、料金徴収のシステムというのは、今何かあるのですか。例えばオンラインで何かできるとか。

■近藤生涯学習課長

そうですね、キャッシュレスということでクレジットカード決済ができるように考えています。現金払いについてはコンビニでも払えるように考えています。

ただやはり納付書というところで、窓口や銀行での現金払いはあります。できるだけキャッシュレスで払ってもらうように、案内はしていきたいと思っているところです。

■前田委員

時間や大きさの公平性を考えると、かなり細かく分かれていってしまうと思うのですが、職員の方の手間等を考えると、細か過ぎるかなと少し思いました。料金はこれですっていうのを調べるのも、大変かなと思いました。

■岩田委員

意見になるかわかりませんが、使用料改定の考え方のところ、改定の大幅な見直しになった場合は、現行使用料の1.5倍を上限とするとありますが、例えば、公園、プール、キャンプ場は大人子供ともに150%ぐらいになっているということは、これはもう計算上これにただけであって、本当はもっと上がる予定だったということですか。

■近藤生涯学習課長

そうです。

■岩田委員

ということは、受益者負担の原則から考えたら、本当はもっと欲しいんだよってことを丁寧に説明する必要があるのではないかな。市がサービスできなくなったら使えなくなってしまうということになるので、その辺をどのように説明していくのかなと。

もしくは、また来年になったら120%ぐらいになるように改定するとかになってしまうのか。

市民に対して安くサービスするのは当たり前ののですが、ちゃんともらわないと、市としてサービスが成り立たなくなってしまうということもちゃんと説明していかないといけないと思います。

現行が安すぎるかどうか分かりませんが、あまり安くする必要もないのかなというふうに思います。

■菊池教育長

今の岩田委員の意見につきましては、担当課への意見ということでよろしいでしょうか。

■岩田委員

市民にちゃんと説明しましょうということです。

■渡邊教育部長

参考ではありますが、さつきヶ丘公園のキャンプ場は大人が現行330円、改定案が490円で、増減率は149%となっております。実際にこれらの管理経費等を算出し、負担割合が100%利用者に限定されるということから100%で算出しますと、580円ぐらいを本来は欲しいところです。

ですが580円ですと150%以上になってしまいますので、150%以内ということで、490円に打ち切りをさせてもらっているところです。

■清水委員

以前スポーツ少年団として借りるときに、夏休みのグラウンドとか体育館というのは、近隣の宿泊施設が一気に借りていて、市民団体がなかなか借りられないということがありました。

この場合、多分実際に利用する人は市民以外だと思うのですが、市内の宿泊施設が借りると、使用料は市民料金になるのでしょうか。

■近藤生涯学習課長

合宿誘致ということで、これまで、宿泊施設が仮で会場を押さえて最終的には実際に利用する人に申請してもらっているんで、市外料金をとっています。

学校施設関係は、基本的には市外の人には利用できない、貸出ししていないです。

市の体育館や、市のグラウンド、韮山運動公園等そういうところは市外の人でも利用できます。

今度システム変更するにあたり、スポーツ少年団や子ども会などの社会教育団体等が優先的に

予約・利用できるように、計画を立てています。

■清水委員

キャンプ場ですが、値段が上がるということですが、稼働率があまりよくないのではと感じていますが、稼働率を上げると利用料が下がったりするのかというところをお聞きしたいです。

■近藤生涯学習課長

去年ですとキャンプ場を 1000 人ぐらいが利用しているのですが、この金額は、物件費や人件費などの維持管理経費から計算されたものですので、稼働率が上がれば金額が下がるということではないと思います。

■清水委員

自分も利用してみて良かったので、ぜひ活用して、たくさんの方々に使ってもらいたいと思います。

■近藤生涯学習課長

使用率を上げるということでは、宣伝をしていきたいと思っております。

■菊池教育長

「伊豆の国市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

「伊豆の国市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をいたします。

伊豆の国市立の学校施設につきましては、各学校が使用しない時間帯において、学校開放施設と



して御利用いただいているところです。

今回の一部改正では小学校6校、中学校2校の各体育館、グラウンド、夜間照明設備がある学校においては、夜間照明の各施設の使用料について改正するものです。

使用料の算定については、先ほどの説明と同じですが、近隣の類似施設との比較により設定しているものがないというのが相違点です。

使用料の改定の主な改定箇所について説明します。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料58ページから67ページの新旧対照表を御確認ください。以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

「伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をします。

伊豆の国市長岡中央公民館につきましては、社会教育法第24条の規定により設置された社会教育施設であり、教育委員会が設置されているほか、貸し出し施設として御利用いただいているところです。

今回の一部改正では会議室、多目的ホールなど各施設の使用料について改正するものです。

使用料改定の考え方については、前に説明した条例と同様ですので説明を割愛させていただきます。

使用料の改定の主な改定箇所について説明いたします。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料 73 ページの新旧対照表を御確認ください。

以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

「伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をします。

伊豆の国市のスポーツ施設につきましては、長岡体育館をはじめとする 4 つの体育館と、江間グラウンド 1 つがございます。

今回の一部改正では各体育館及びグラウンドの各施設の使用料について改正するものであります。

使用料改定の考え方については、前に説明した条例と同様ですので説明を割愛させていただきます。

ます。

使用料の改定の主な改定箇所について説明いたします。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料 83 ページから 89 ページの新旧対照表を御確認ください。  
以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市韮山農村環境改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

「伊豆の国市韮山農村環境改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をします。

伊豆の国市韮山農村環境改善センターにつきましては、貸し出し施設を備える施設であります。

今回の一部改正では大研修室や農事研修室など各施設の使用料について改正するものです。

使用料改定の考え方については、前に説明した条例と同様ですので説明を割愛させていただきます。

使用料の改定の主な改定箇所について説明いたします。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料 95 ページから 96 ページの新旧対照表を御確認ください。  
以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市韮山農村環境改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市韮山農村環境改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市韮山農村環境改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市野外活動センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

「伊豆の国市野外活動センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をします。

伊豆の国市野外活動センターにつきましては、旧大仁東小学校の施設、敷地を利用し設置された社会教育施設であります。

今回の一部改正では研修室をはじめとする屋内施設や屋外のキャンプ施設、厨房設備などの各施設、設備の使用料について改正するものです。

使用料改定の考え方につきましては、前に説明した条例と同様ですので説明を割愛させていただきます。

使用料の改定の主な改定箇所について説明します。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。各施設の増減率は、現行に対する増減率となっております。

使用料の改定の全容については、資料 101 ページから 102 ページの新旧対照表を御確認ください。以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市野外活動センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市野外活動センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市野外活動センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市韮山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

歴史・文化課の工藤です。

「伊豆の国市韮山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をします。

伊豆の国市韮山文化センターは、大ホール・映像ホール・研修室等を備えた文化施設であります。

今回の一部改正は、大ホールをはじめとする貸出施設の使用料について改正するものです。

現行の施設使用料は、近隣の類似施設の使用料の平均を算出して設定した額です。今回の見直しにあたって調査したところ、近隣類似施設では使用料改定が行われていないため、本施設についても据え置きとします。

空調使用料については、電気代及び燃料代の高騰を受け、現行空調使用料の 1.5 倍を上限とすることとしております。

今回の改定にあたり、近年の施設使用においては施設使用者の大半が空調を使用すること、また、

現行の制度では使用者が施設使用料と空調使用料を別々に支払わなければならないという課題があることから、各施設の使用料は変更せず、現行の空調使用料を 1.5 倍とした料金を併せて徴収することとしたものです。

使用料の改定の主な改定箇所について説明します。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。附帯設備等の見直しについては、故障等により、使用できない付帯設備を削除しております。

使用料の改定等の全容については、資料 109 ページから 118 ページの新旧対照表を御確認ください。

尚、現行との増減率が示されておきませんが、葦山文化センターについては、各貸し出し施設とも 111%から 121%の増加となっております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市葦山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市葦山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市葦山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市長岡総合会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

「伊豆の国市長岡総合会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

伊豆の国市長岡総合会館は、大ホール・多目的ホール等を備えた文化施設であります。

今回の一部改正は、大ホールをはじめとする貸出施設の使用料について改正するものです。

見直しに当たっての考え方につきましては、前に説明した条例と同様ですので説明を割愛させていただきます。

使用料の改定の主な改定箇所について説明します。各施設の現行料金に対し、算定した改正料金案であります。増減率については、108%から 117%の増加となっております。

附帯設備等の見直しにつきましては、故障等により使用できない付帯設備を削除しております。また、字句の修正もあります。

使用料の改定等の全容については、資料 125 ページから 143 ページの新旧対照表を御確認ください。以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市長岡総合会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市長岡総合会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市長岡総合会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

これで議案第 36 号「令和 8 年伊豆の国市議会 9 月定例会の提出議案の意見聴取について」は、すべて承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第 4 議案第 37 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 37 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は 1 世帯承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、7 月定例会を閉会といたします。

令和 8 年 8 月      日

署名委員

署名委員